

議案第 72 号

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 8 月 25 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

山陽小野田市水道事業給水条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 195 号）
の一部を次のように改正する。

第 16 条を次のように改める。

第 16 条 削除

第 17 条の見出しを「（給水装置の指定及び変更）」に改め、同条第 1 項中
「用途」を「給水用途」に、「を指定する」を「の指定及び変更を求める」に
改め、同条に次の 1 項を加える。

4 管理者は、使用水量が特定計量器検定検査規則（平成 5 年経済産業省令第
70 号）に基づき別に定める適正使用流量範囲を常に超えている給水装置の
所有者若しくは管理人又は水道の利用者に対して、メーターの口径の増径を
求め、指示することができる。

第 18 条中「給水利用者」を「水道の利用者」に改める。

第 24 条第 1 項第 2 号及び第 32 条第 3 項中「用途」を「給水用途」に改め
る。

第 33 条第 1 項中「若しくは集金」を削る。

第 34 条中「用途」を「給水用途」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

山陽小野田市水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第16条 削除</p> <p><u>(給水装置の指定及び変更)</u></p> <p>第17条 管理者は、使用水量、<u>給水用途その他の実情により特に必要があると認めるときは、給水装置の指定及び変更を求めることができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 管理者は、使用水量が特定計量器検定検査規則（平成5年経済産業省令第70号）に基づき別に定める適正使用流量範囲を常に超えている給水装置の所有者若しくは管理人又は水道の利用者に対して、メーターの口径の増径を求め、指示することができる。</u></p> <p>(給水用途変更の手続)</p> <p>第18条 <u>水道の利用者が給水用途を変更しようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。この場合において、承認を受けようとする者が給水装置の所有者でないときは、その所有者又は代理人の承諾を受けなければならない。</u></p> <p>(水道利用者等の届出義務)</p>	<p><u>(販売及び濫用等の禁止)</u></p> <p>第16条 <u>給水利用者は、給水を他人に分与し、販売し、又は濫用してはならない。</u></p> <p><u>(給水装置)</u></p> <p>第17条 管理者は、使用水量、<u>用途その他の実情により特に必要があると認めるときは、給水装置を指定することができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給水用途変更の手続)</p> <p>第18条 <u>給水利用者が給水用途を変更しようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。この場合において、承認を受けようとする者が給水装置の所有者でないときは、その所有者又は代理人の承諾を受けなければならない。</u></p> <p>(水道利用者等の届出義務)</p>

第24条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) (略)
- (2) 給水用途を変更するとき。
- (3) (略)

2 (略)

(特別な場合における水道料金の算定)

第32条 (略)

2 (略)

3 月の中途において給水用途を変更したときの水道料金は、次のとおりとする。

- (1) 変更のあった日から使用日数が16日以上ときは、変更後の給水用途により1か月分として算定する。
- (2) 変更のあった日から使用日数が15日以下ときは、変更前の給水用途により1か月分として算定する。

4 (略)

(水道料金の徴収方法及び納期)

第33条 水道料金は、納入通知書又は口座振替の方法により、2か月分まとめて徴収する。ただし、特別な場合における水道料金は、随時徴収する。

2 (略)

(非常の場合に使用した水道料金)

第24条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) (略)
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) (略)

2 (略)

(特別な場合における水道料金の算定)

第32条 (略)

2 (略)

3 月の中途において用途を変更したときの水道料金は、次のとおりとする。

- (1) 変更のあった日から使用日数が16日以上ときは、変更後の用途により1か月分として算定する。
- (2) 変更のあった日から使用日数が15日以下ときは、変更前の用途により1か月分として算定する。

4 (略)

(水道料金の徴収方法及び納期)

第33条 水道料金は、納入通知書又は口座振替若しくは集金の方法により、2か月分まとめて徴収する。ただし、特別な場合における水道料金は、随時徴収する。

2 (略)

(非常の場合に使用した水道料金)

第34条 第20条の規定により使用した水道料金は、管理者の認定した給水用途及び使用水量によって定める。

第34条 第20条の規定により使用した水道料金は、管理者の認定した用途及び使用水量によって定める。